福井県警察本部

令和6年能登半島地震により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が令和6年6月30日まで延長されます。

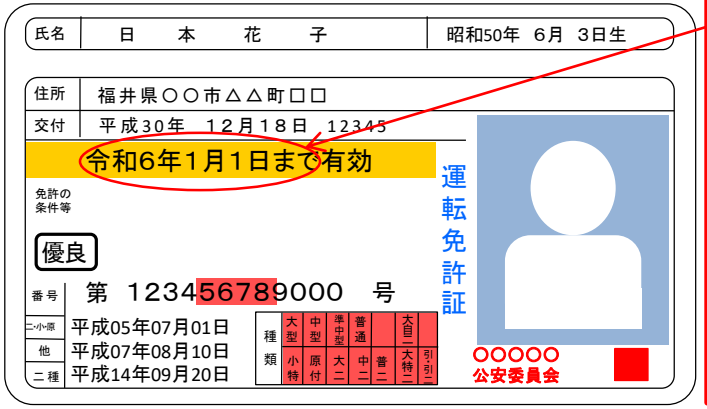

有効期間の末日（左の場合、令和6年1月1日）が、

令和6年1月1日（注）から令和6年6月29日までの方は、令和6年6月30日まで運転することができます。
（令和6年6月30日までに更新手続をしてください。）

（注）道路交通法の規定により令和5年12月29日～令和6年1月3日が有効期間の末日の場合、令和6年1月4日が末日とみなされますので、この措置の適用を受けます

対象となる方

福井県内では、以下の市町村に住所のある方が対象となります。

（福井市、あわら市、坂井市）

※　対象となる市町村は、今回の震災に際し災害救助法が適用された区域であり、上記の市町村は令和6年1月12日時点のものです。
※　運転免許証の更新以外の手続についても、同様の措置がとられています。
※　最新の情報、他県内で対象となる市町村、延長措置がとられるその他の手続など、詳しくは、免許センター又は最寄りの警察署にお問い合わせください。

福井県運転者教育センター（春江）　0776－51－2820